

仕様書

- 1 件名
非常用備蓄食料品等供給契約
- 2 品目及び数量等
別紙1のとおり
- 3 納品内訳及び納入場所
別紙2のとおり
- 4 納入期限
令和3年12月17日（金）まで
- 5 その他
 - (1) 納入物品は、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）に示す基準に適合すること。ただし、基準外物品は除く。
 - (2) 納入物品は、全て新品であること。
 - (3) 納入物品は、長期間積み上げ保管が可能な段ボールに梱包すること。
 - (4) 納入に当たっては、納入物品の賞味期限、消費期限又は使用期限が分かる一覧表を提出すること（期限がないものを除く。）。
 - (5) 物品の納入及び処分にかかる費用は、受注者の負担とする。
 - (6) 物品の納入に際しては、事前に会計課担当者と日程調整を行い、指定された日時に納入すること。
なお、納入場所における詳細は、納入先担当者の指示に従うこと。
 - (7) 物品の納入に際しては、納入場所の検査職員により検査を受けること。
また、別紙1の項番9の品目については、使用期限切れの分を回収の上、受注者の責任により処分すること。
なお、納品に際しての商品の不足・誤配、商品の品質不良等に対しては、費用負担を含め、誠実かつ迅速に対応すること。
 - (8) 別紙1に例示した製品以外の同等品を納入したい場合には、令和3年1月1日（月）午後5時15分までに適宜の様式により同等以上の製品であることを証する書面（カタログ等の添付）を提出し、事前に発注者の承認を得ること。
 - (9) 本仕様書に記載のない事項や内容に疑義がある事項については、発注者の指示又は承諾を得ること。

購入物品一覧

	品 目	品 番	数 量	備 考
1	ジョインテックス アルファ米（白飯）	7 1 1 - 6 1 3	2 箱	50袋入
2	ジョインテックス アルファ米（五目ごはん）	7 1 1 - 6 1 6	2 箱	50袋入
3	ジョインテックス アルファ米（わかめごはん）	7 1 1 - 6 1 7	1 箱	50袋入
4	ジョインテックス アルファ米（ドライカレー）	7 1 1 - 6 1 8	1 箱	50袋入
5	ジョインテックス アルファ米（えびピラフ）	7 1 1 - 6 2 0	1 箱	50袋入
6	ジョインテックス 10年保存水	7 1 1 - 5 2 3	5 0 箱	500ml 24本入
7	ジョインテックス カンパン	7 1 1 - 5 5 0	1 箱	24缶入
8	ジョインテックス 手回し／ソーラー蓄電ラジ オ Chardio	7 4 5 - 5 7 0	1 個	
9	株式会社河本総合防災 レギュラーガソリン缶詰	3 0 8 5	4 箱	4 缶入

※上記の品番は、JOINTEX防災用品カタログ、株式会社河本総合防災カタログに基づくものである。

※レギュラーガソリン缶詰については、使用期限切れの回収及び処分を含む。

各庁別納品内訳及び納入場所

1 納品内訳

品目 庁名	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	アルファ米 白飯	アルファ米 五目ご飯	アルファ米 わかめごはん	アルファ米 ドライカレー	アルファ米 えびピラフ	10年保存水	カンパン	手回し/ソー ラー蓄電ラジオ Chardio	レギュラー ガソリン缶詰
佐賀地方法務局本局	2箱	2箱	1箱	1箱	1箱	26箱	1箱		
武雄支局						5箱			1箱
伊万里支局						7箱			1箱
唐津支局						9箱		1個	1箱
鳥栖出張所						3箱			1箱
合計	2箱	2箱	1箱	1箱	1箱	50箱	1箱	1個	4箱

※納入に際して、レギュラーガソリン缶詰については、使用期限切れの回収（武雄支局、伊万里支局、唐津支局、鳥栖出張所各1箱）を行うこと。

2 納入場所

庁名	住所	電話番号
佐賀地方法務局本局	840-0041 佐賀市城内2-10-20	0952-26-2150
武雄支局	843-0023 武雄市武雄町大字昭和832	0954-22-2435
伊万里支局	848-0027 伊万里市立花町1542-14	0955-23-2492
唐津支局	847-0041 唐津市千代田町2109-63	0955-74-1441
鳥栖出張所	841-0036 鳥栖市秋葉町3-26-1	0942-82-2497